



県紋章

群馬県報



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和3年8月13日(金) 第9926号

目次

	ページ
告 示	
○家畜伝染病発生報告(畜産課)	2
○道路の供用開始(道路管理課)	2
入札公告	
○一般競争入札の実施(発電課)	2

■ 告 示

◎群馬県告示第225号

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第13条第1項の規定により、次のとおり家畜伝染病の発生について届出があった。

令和3年8月13日

群馬県知事 山本 一 太

病名	畜種	患畜又は疑似患畜の区分	発生頭数	発生年月日	発生場所	処置
ヨーネ病	牛	患畜	1頭	令和3年7月16日	安中市	法令殺

◎群馬県告示第226号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。
 なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県安中土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年8月13日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
県道	安中榛名湖線	安中市安中字東台1050番の1地先から同市下秋間字沼田772番の1地先まで	令和3年8月20日 午後2時

■ 入札公告

次のとおり一般競争入札に付する。

なお、この公告による調達は、WTO(世界貿易機関)に基づく政府調達に関する協定(平成7年条約第23号)の適用を受けるものである。

令和3年8月13日

群馬県企業管理者 中 島 啓 介

1 担当部局

- (1) 電子入札及び事務的事項に関すること 〒371-8570 群馬県前橋市大手町1-1-1 群馬県企業局発電課契約管理係 電話027-226-3973
- (2) 技術的事項に関すること 〒371-8570 群馬県前橋市大手町1-1-1 群馬県企業局発電課建設支援係 電話027-226-3981

2 調達内容

(1) 工事名 関根発電所更新工事

(2) 工事場所

ア 関根発電所 群馬県前橋市関根町912-2

イ 坂東発電事務所 群馬県前橋市田口町1271-1

(3) 工事概要 設計・施工一括による発電所の更新工事

ア 調査・設計業務 一式

イ 建設業務 一式

(4) 工期 約49ヶ月(令和4年3月から令和8年3月まで)

3 入札参加形態 単体又は共同企業体による参加

4 入札参加資格 この公告の日から開札の日までの期間において、次に掲げる要件を全て満たす者であること。

(1) 単体による参加の場合

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に規定する契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと。

イ 群馬県財務規則(平成3年群馬県規則第18号。以下「規則」という。)第170条第2項及び群馬県企業局財務規程(昭和39年企業管理規程第5号。以下「規程」という。)第132条の3第3項に規定する入札の参加制限を受けていない者であること。

ウ 群馬県建設工事請負業者等指名停止措置要綱第2条第2項に規定する指名停止を受けていない者であること。

なお、イ及びウにおいて、営業の譲渡を受けた者は、営業を譲渡した者が入札参加制限又は指名停止措置等を受けていたときは、それらの措置を引き継ぐ。

エ 令和3年11月1日(月)午後4時までに群馬県建設工事請負業者選定要領第10条第1項に規定する建設工事入札参加資格者名簿(以下「資格者名簿」という。)に登載されていることが確認できること。

なお、この公告の日現在で資格者名簿に登載されていない者については、規則第190条の2の規定により令和3年9月28日(火)までに群馬県県土整備部建設企画課にぐんま電子入札共同システム(<https://portal.g-cals.e-gunma.lg.jp/portal/>) (以下「電子入札システム」という。)を利用して競争入札参加資格審査申請を行い、群馬県企業局発電課契約管理係へその旨連絡すること。

オ 健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に加入している者であること(当該保険に加入の義務がない者を除く。)

カ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の決定を受けた建設業者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始決定を受けた建設業者にあつては、手続開始決定後に資格者名簿に登載された者であること。

キ この工事に係る設計業務等の受託者でないこと又は当該受託者と資本関係又は人的関係がない者であること。

ク この入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

ケ 資格者名簿における土木一式工事の総合数値が1,010点以上の者であること。

コ 建設業法(昭和24年法律第100号)に基づく土木一式工事について特定建設業の許可を受けている者であること。

サ この公告の工事と同種の工事である水力発電所のダム、取水設備、沈砂池、導水路、水槽、水圧鉄管、放水路、発電所躯体、発電所建屋、水車発電機又は受変電設備のいずれかの新設工事若しくは更新工事を施工した実績を有する者であること。ただし、次に掲げる要件を満たすこと。

- (ア) 元請として施工し、平成23年4月1日以降に完成引渡しを完了していること。
- (イ) 共同企業体の構成員にあつては、出資比率が20%以上のものに限る。
- シ この公告の工事に対応する許可業種に係る監理技術者又は主任技術者を工事期間中に専任で配置できること。ただし、次に掲げる要件を満たすこと。
- (ア) 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
- (イ) 平成23年4月1日以降に同種の工事の経験（監理技術者、主任技術者又は現場代理人として、水力発電所のダム、取水設備、沈砂池、導水路、水槽、水圧鉄管、放水路、発電所躯体、発電所建屋、水車発電機又は受変電設備のいずれかの新設工事若しくは更新工事に従事した経験をいう。）を有する者であること。
- (2) 共同企業体による参加の場合
- ア 共同企業体結成の要件
- (ア) 群馬県建設工事に係る共同企業体取扱要綱による。
- (イ) 単体で入札参加する場合には、共同企業体の構成員になることはできない。
- イ 構成員の要件
- (ア) 地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと。
- (イ) 規則第170条第2項及び規程第132条の3第3項に規定する入札の参加制限を受けていない者であること。
- (ウ) 群馬県建設工事請負業者等指名停止措置要綱第2条第2項に規定する指名停止を受けていない者であること。
- なお、(イ)及び(ウ)において、営業の譲渡を受けた者は、営業を譲渡した者が入札参加制限及び指名停止措置等を受けていたときは、それらの措置を引き継ぐ。
- (エ) 令和3年11月1日(月)午後4時までに資格者名簿に登載されていることが確認できること。
- なお、この公告の日現在で資格者名簿に登載されていない者については、規則第190条の2の規定により令和3年9月28日(火)までに群馬県県土整備部建設企画課に電子入札システムを利用して競争入札参加資格審査申請を行い、群馬県企業局発電課契約管理係へその旨連絡すること。
- (オ) 健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に加入している者であること（当該保険に加入の義務がない者を除く。）。
- (カ) 会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた建設業者又は民事再生法に基づく再生手続開始決定を受けた建設業者にあつては、手続開始決定後に資格者名簿に登載された者であること。
- (キ) この工事に係る設計業務等の受託者でないこと又は当該受託者と資本関係又は人的関係がない者であること。
- (ク) この入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。ただし、同一の共同企業体において代表者以外の全ての構成員が資本関係又は人的関係があるときを除く。
- (ケ) 資格者名簿における土木一式工事の総合数値が1,010点以上の者であること。
- (コ) 建設業法に基づく土木一式工事について特定建設業の許可を受けている者であること。
- (サ) この公告の工事に対応する許可業種に係る監理技術者又は主任技術者を工事期間中に専任で配置できること。ただし、次に掲げる要件を満たすこと。
- 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
- ウ 代表者の要件

(ア) この公告の工事と同種の工事である水力発電所のダム、取水設備、沈砂池、導水路、水槽、水圧鉄管、放水路、発電所躯体、発電所建屋、水車発電機又は受変電設備のいずれかの新設工事若しくは更新工事を施工した実績を有する者であること。ただし、次に掲げる要件を満たすこと。

a 元請として施工し、平成23年4月1日以降に完成引渡しを完了していること。

b 共同企業体の構成員にあつては、出資比率が20%以上のものに限る。

(イ) この公告の工事に対応する許可業種に係る監理技術者又は主任技術者を工事期間中に専任で配置できること。ただし、次に掲げる要件を満たすこと。

a 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

b 平成23年4月1日以降に同種の工事の経験（監理技術者、主任技術者又は現場代理人として、水力発電所のダム、取水設備、沈砂池、導水路、水槽、水圧鉄管、放水路、発電所躯体、発電所建屋、水車発電機又は受変電設備のいずれかの新設工事若しくは更新工事に従事した経験をいう。）を有する者であること。

5 入札参加資格確認申請書及び入札参加資格確認資料

(1) 入札参加資格確認申請書及び入札参加資格確認資料は、令和3年8月16日(月)午前9時から同年9月28日(火)午後4時までに電子入札システムにより提出すること。

(2) 電子入札システムの利用が困難な場合等にあつては、上記(1)の提出期間に上記1(1)の場所に必着するよう、持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。また、封筒に「入札参加資格確認申請書類在中」と朱書きすること。ただし、持参する場合の受付日及び時間は、群馬県の休日を定める条例（平成元年群馬県条例第16号。以下「休日条例」という。）第1条第1項に規定する休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時までの間とする。

6 総合評価落札方式に関する資料

総合評価落札方式に関する資料は、令和3年8月16日(月)から同年12月10日(金)までの毎日午前9時から午後4時までに群馬県企業局発電課契約管理係に持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。また、封筒に「総合評価落札方式に関する資料在中」と朱書きすること。ただし、持参する場合の受付日及び時間は、休日条例第1条第1項に規定する休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時までの間とする。

7 入札手続等

(1) 契約条項を示す場所 電子入札システム

(2) 入札説明書の交付方法 電子入札システム

(3) 入札開始日時 令和4年2月18日(金)午前9時

(4) 入札書及び工事費内訳書提出締切日時 令和4年2月24日(木)午後4時

(5) 工事費内訳書開封予定日時 令和4年2月24日(木)午後4時5分

(6) 開札予定日時 令和4年2月25日(金)午前10時

(7) この入札は、原則として電子入札システムにより行う。

なお、電子入札システムの利用が困難な場合等にあつては、上記(3)、(4)の提出期間に上記1(1)の場所に必着するよう、持参又は配達日指定郵便による郵送（書留郵便に限る。封筒に「入札書在中」と朱書きするほか、郵送方法の詳細は、入札説明書による。）により提出すること。ただし、持参する場合の受付日及び時間は、休日条例第1条第1項に規定する休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時までの間とする。

8 落札者の決定

- (1) 総合評価落札方式(技術提案評価型)落札者決定基準に基づき、総合評価点の最も高い者を落札候補者とする。
- (2) この入札は低入札価格調査制度を適用するので、落札候補者が調査基準価格を下回る入札をしたときは、低入札価格調査(以下「低入調査」という。)を実施したうえで落札者を決定する。
- (3) 低入調査の対象となった者は、低入調査の実施に協力すること。
- (4) 低入調査を受けることを拒否した者には、指名停止を行うことがある。
- (5) この入札は失格基準価格を設けない。

9 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金 免除
- (3) この入札に係る情報は、電子入札システムにより入手すること。
- (4) その他 詳細は、入札説明書による。

10 Summary

- (1) Subject matter of the contract: Design and Construction of Sekine Hydroelectric Power Station
- (2) Deadline for the submission of application forms and relevant documents for qualification by electronic bidding system, in person, or by mail: 4:00 p.m. 28 September 2021
- (3) Deadline for the submission of proposals: 4:00 p.m. 10 December 2021
- (4) Time limit for tender by electronic bidding system, in person, or by mail: 4:00 p.m. 24 February 2022
- (5) Date and time of bid opening: 10:00 a.m. 25 February 2022
- (6) Contact point for the notice: Electricity Generation Division, Gunma Prefectural Government, 1-1-1, Ote-machi, Maebashi-shi, Gunma-ken, 371-8570, Japan, TEL 027-226-3973(Japanese only)